

日本スポーツ法学会 会報

第64号

2025(令和7)年
6月13日発行

<http://jsla.gr.jp>



日本スポーツ法学会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所内
TEL: 03-6206-1303 FAX: 03-6206-1326 E-MAIL: japansportslaw.contact@gmail.com 発行人: 棚村政行 編集人: 高松政裕

委員会からのお知らせ

紛争解決機関研究専門委員会

林 拓弥(弁護士)

会員のみなさん、こんにちは。

2025年1月29日、仲裁判断例、決定等の評釈として、仮の措置命令・制度研究を行いました。概要としては、以下のものでした。

- (1) 2024年に日本スポーツ仲裁機構において初めて仮の措置命令が出された事例(JSAA-AP-2024-009)を題材として、当該事例の分析を経て抽出した着眼点について、他国のスポーツ仲裁機構における類似の制度を研究し、当職を含めた4人の会員で発表(私は、CASにおける緊急仲裁制度についての分析を担当しました)
- (2) 仮の措置命令の執行可能性について、令和5年に改正がなされた仲裁法との関係から、外部講師の清水宏教授から研究報告

私は会報62号を拝見し、連絡先として記載されていた杉山会員宛に飛び込みで連絡して当委員会に参画させていただき、1月の発表は委員としての初めての発表となりました。これまでに海外のスポーツ仲裁機構の制度について明確なテーマを持って研究したことはなく、他の会員から多大な助力を得ながらの発表となりましたが、この分野に精通した会員との意見交換は非常に有意義な経験でした。そして、研究発表を通じて、私もこの分野の第一線に近づけるよう、今後も積極的に委員会活動に加わっていきたいとの思いを強くしました(次年度は、学生ドーピングについての研究発表を担当することを予定しています!)

当委員会の活動への参加は随時受け付けております。副委員長

の杉山会員(sugi@field-r.com)までご連絡いただけますと幸いです。

スポーツ契約等研究専門委員会

馬淵 雄紀(弁護士)

2024年7月17日午後6時より、スポーツ契約等研究専門委員会の研究会が早稲田大学スポーツビジネス研究所との共催で開催され、パネルディスカッション形式で、川井圭司同志社大学教授(当会理事)及び松本泰介弁護士(当会理事、早稲田大学スポーツビジネス研究所所長)がパネリストとして参加した。本研究会のテーマは「学生スポーツと契約(アマチュアリズムの意義)に関する研究」であり、会の前半は、川井教授から、「アマチュアリズムをめぐる米大学スポーツの歴史と現状」についての発表が行われた。米国の大学スポーツビジネスが発展してきた歴史について、NCAAのアマチュアリズム規定を含む政策及びその評価や、それらを巡る反トラスト法訴訟についての説明がなされた。

会の後半は、ディスカッションが行われ、ディスカッションの議題は、①大学スポーツの商業化(マネタイズ)をどう考えるか、②高校スポーツと大学スポーツは異なるか、③大学スポーツの望ましい形(学校スポーツの意義)であった。各議題について、川井教授と松本弁護士が中心に議論を交わしつつ、適宜参加者との議論も行われた。また、本テーマに関連して、外部から筑波大学蹴球部でスポンサー営業を担当する学生2名に参加してもらい、同部の取組みについての報告が行われた。

スポーツ事故判例研究専門委員会

合田 雄治郎(弁護士)

「事故研で共に学びませんか!？」

私は2023年度からスポーツ事故判例研究専門委員会（事故研）の委員長を務めております合田と申します。

事故研では、これまで、スポーツ事故判例の分析、スポーツ事故補償制度の推進、シンポジウム（これで防げるシリーズ）の開催を3本の柱として活動してきました。

中でも、活動の軸はスポーツ事故判例の研究で、毎月1回開催しています。弁護士が判例を検討する際にはどうしても訴訟戦略的な見方をしてしまいがちですが、事故研には多くの学者の先生が参加されており、より大きな視点や異なる角度から意見をいただけて、毎回、侃々諤々の議論が繰り広げられ、とても勉強になるとともに刺激的でもあります。

スポーツ事故補償に関しては、2022年12月の学会大会でのテーマとなり、2023年には「（仮称）スポーツ事故被災者への補償等総合的支援制度の創設」と題し提言を行いました。これらの活動の中で、重篤なスポーツ事故の被災者の方々の実情を知ることができたことが活動を続けていく大きな動機の一つとなりました。

また、近時は、スポーツ基本法の改正において、現行法では触れていない、スポーツ事故補償に関わる規定が改正法に入るよう努めています。

最後に、委員の募集は随時行っておりますので、是非とも我々と事故研で活動してみませんか。ご検討のほど、よろしくお願いします！

早瀬 久美（一般財団法人全日本ろうあ連盟 デフリンピック運営委員）

参加申し込み等については、学会メール等でお知らせさせていただきます。

当委員会はいつでも参加可能ですので、活動に興味がある会員は、石堂委員長（noriishido@gmail.com）までご連絡をいただければ幸いです。

学会大会報告

阿部 新治郎（弁護士）

多賀 啓（弁護士）

2024年12月7日土曜日、同志社大学今出川キャンパスにおいて、第32回学会大会が「スポーツ基本法改正に向けて ～施行後13年を経た現在地の検証、あるべきスポーツ界の姿へ～」というテーマで開催された。

自由研究発表4題、総会を経て、基調講演では、棚村政行会員（早稲田大学・弁護士）が「スポーツ基本法改正に向けた課題と展望」を報告した。同報告では、スポーツ基本法の改正をめぐる具体的な動きや手続きについて確認がなされ、国内外におけるスポーツ環境の変化・スポーツ界の課題等が整理された。そのうえで、スポーツ基本法改正の方向性と提言として、7項目が示された。

個別報告（6題）では、第1に、大杉住子会員（スポーツ庁スポーツ総括官・製作課長）が「スポーツ基本法改正と今後のスポーツ施策」を報告した。同報告では、スポーツ基本法制定の経緯と意義が確認され、第3期スポーツ計画を踏まえた今後のスポーツ施策のあり方について解説がなされた。

第2に、齋藤健司会員（筑波大学体育系教授）が「スポーツ基本法の改正に向けて-条文改正の視点から」を報告した。同報告では、公権力とスポーツ団体組織との関係に関するヨーロッパの議論を参考にしながら、スポーツ基本法においては、スポーツ団体に関する規定をより具体的に定めることでスポーツ団体の権利、義務、支援の方策を進めること等の必要性が提言された。

第3に、合田雄治郎会員（弁護士）が「スポーツ事故補償と安全の確保-実務家の立場から」を報告した。同報告では、スポーツ事故に関する様々な事例・実態が報告された。また、これを踏まえ、事故の被災者救済と調査分析の総合的支援制度の実現が必要であり、これに対する個別法の立法を考える上で、理念法であるスポーツ基本法に事故補償に関する条文を明記する必要性が提言された。

第4に、境田正樹会員（弁護士）が「スポーツ基本法改正の課題-15年間のスポーツ法政策を振り返る」を報告した。同報告では、スポーツ権が明記されたスポーツ基本法が成立する経緯や、スポーツ基本法の成立後に相談窓口制度が作られたことなどが説明され

オリンピック・パラリンピック検討委員会

畑中 淳子（弁護士）

本検討委員会は、東京オリパラ2020大会を契機に、2019年に設置されました。その成果物として『東京2020オリンピック・パラリンピックを巡る法的課題』（成文堂）を出版しております。本委員会は、東京オリパラ2020大会終了後もオリンピック・パラリンピック大会のみならず、メガスポーツイベントを含めて、大会に関連して発生する法的諸問題を包括的に調査研究してきております。

さて、本年、東京2025デフリンピック大会が開催されます。そこで、「デフリンピック大会開催における組織運営上の課題」というテーマで、デフリンピックとは何か、その歴史や意義を見つめなおすとともに、日本で行われる世界大会の組織運営上の課題や、特に気を付けている点などを、運営委員会事務局長の倉野氏から講演いただくことにしました。また、早瀬氏からは、選手としてデフリンピック出場した経験を基に、選手時代、運営上困った点や、東京大会に向けて、選手からの運営上の要望などをご講演いただきます。講演後は、本学会会員も交えてパネルディスカッションを行う予定です。

◆テーマ デフリンピック大会開催における組織運営上の課題

◆日時 6月27日（金） 13時30分～（受付13時～）

◆会場 金沢工業大学大学院 虎ノ門キャンパス

（※オンライン（ZOOM）配信とのハイブリッド形式の予定）

◆講師

倉野 直紀（一般財団法人全日本ろうあ連盟 デフリンピック運営委員会 事務局長）

た上で、今後のスポーツ基本法改正における10の重要課題が提言された。

第5に、森克巳会員（鹿屋体育大学スポーツ人文・応用者会科学系教授）が「子どものスポーツ権保障の観点から」を報告した。同報告では、子どものスポーツ環境に関する論点整理、国外のセーフガーディングの制度等が紹介されたうえ、子供のスポーツ権を実効化するためのスポーツ基本法の改正、セーフガーディングの制度の整備等の必要性が示された。

第6に、來田亨子会員（中京大学スポーツ科学部教授）が「スポーツにおけるダイバーシティ・インクルージョンの実現」を報告した。同報告では、現行のスポーツ基本法がスポーツ分野のD&Iを保障・促進するための政策の方向づけにあたり十分に役割を果たしているか分析され、課題への対応のために参照可能な動向として、EUのスポーツ政策が紹介され、今後の法改正に向けた観点が示された。

以上の後、川井圭司会員（同志社大学政策学部教授）のファシリテートで「スポーツ基本法改正について考える」との題目の下、登壇者によるパネルディスカッション、Q&Aセッションが実施され、議論が深められた。

マイオピニオン

長崎スタジアムシティ観戦記

三輪 渉（弁護士）

2025年3月15日、明治安田生命J2リーグ第4節V・ファーレン長崎対徳島ヴォルティスの試合を、長崎ピーススタジアムで観戦してきました。

同スタジアムは、現時点（令和7年3月31日）で、日本で一番新しいサッカースタジアムで、バックスタンドには、日本初のスタジアムビューホテルである、スタジアムシティホテルが併設しています。

長崎は、父が小中高を過ごした地でしたので、親孝行も兼ねて、三世代サッカー観戦旅行となりました。

ホテルの予約を取るのが遅かったため、図らずも人生初のスイートルーム宿泊となりました。チェックインは、宿泊者限定の軽食が食べ飲み放題のクラブラウンジで済ませることができ、ピッチでアップする選手を見ながら、サポーターの声援を聞きながらのアフタヌーンティーは、格別な体験でした。

部屋のバルコニーからは、稲佐山とスタジアムを一望することができ、サッカー観戦も可能な仕様となっています。プールや大浴場もスタジアムに面しており、ホテル滞在中はどこからでもサッカーが観戦できるサッカー好きにはたまらない施設でした。

私達は3階席から観戦したのですが、一番近い席はピッチからの距離が5mと、日本一の臨場感を体験できるようです。

ラウンジでお腹を満たしてしまったため、スタジアムグルメを楽しめなかったのですが、長崎ちゃんぽん、スタジアム内で醸造されるクラフトビールなど様々な店舗があり、注文もスマホや施設内のオーダー機からオーダーが可能のため、並ばずに購入できるサポーター目線のサービスも導入されていました。

試合は、4試合を消化して4位徳島、5位長崎の上位対決となっており、互いに決定的チャンスがあったもののスコアは動かないという試合展開でしたが、後半25分、ホームの長崎が、相手のミスを逃さず、見事な崩しから今季初出場のファンマがゴールを決め、この1点を守り切った長崎が勝利しました。

ゴールの瞬間には、父も私も自然と席から立ち上がり父も声を上げ、ハイタッチをするなど、その瞬間だけ、少年時代に戻ったような、懐かしさを感じました。

サポーターの声援、観客のため息、歓声、会場の雰囲気、試合会場に足を運んでこそこの体験でした。

3歳の長女は、途中で飽きてしまっていたましたが、今年はサッカー観戦の回数を増やしていきたいです。



長崎の新スタジアム・ホテルは素晴らしい！

大久保 貴則（弁護士）

私は、大阪生まれ大阪育ちですが、サッカーを始めた頃に当時ジュビロ磐田の名波浩さんがきっかけでサッカーの面白さにのめり込んだことから、昔からジュビロファンです。

そのジュビロは今季J2で闘っています。

昨年降格したことはもちろん残念でしたが、今季だけはJ2で闘うことに唯一楽しみなことがありました。

それは、V・ファーレン長崎との試合があり、昨年オープンしたPEACE STADIUMでの観戦及びスタジアムシティホテル長崎に宿泊できたことでした。

関西のJ1クラブはいずれも球技専用スタジアムなので、客席とピッチの近さなどは慣れていましたが、隣のホテルからピッチが見れるという経験は他にない、終始興奮しっぱなしでした。

ホテルからは、ロビー前、部屋のバルコニー、朝食会場、プールな

どあらゆるところからピッチを見下ろすことができました。

特に芝生の緑を見るのが好きな私にとってはとても素晴らしい環境でした。

と、ここまではメディアの特集でも知ることができる情報なので、みなさんもご存知だと思います。

しかし、実際にホテルに宿泊してみると、それ以外にも素晴らしいところがたくさんありました。

ホテルの部屋は広く、ベッド以外にもソファがあり、子連れでも快適に過ごせました。

部屋のお風呂も広く、浴槽と洗い場が別になっているのでゆったりと入れますし、浴槽にお湯を溜めるお湯を出す蛇口とシャワーが別々なので、お湯を溜めながらシャワーを浴びることも可能です。

さらには、ドライヤーも風量たっぷりのもので、ビジネスホテルによくある風量が弱くてなかなか乾かないものではありませんでした。

部屋のテレビではDAZNが無料で見られ、部屋内でスポーツ観戦も可能です。

もちろん朝食も美味しく、長崎駅からも近くてアクセス良好で、ショッピングモール等も併設されており買い物やレジャーも楽しむことができました。

ホテルからスタジアムが見れることなどがメディアで取り上げられていますが、それはあくまでもスポーツ好きにとってプラス要素になるというだけで、実際にはホテルだけで考えても長崎に行ったときには必ず泊まりたいと思えるほど素晴らしいホテルでした。

その上で、スポーツ好きにはたまらない追加要素もあるので、会員の方々は満足できると思います。

残念ながらジュビロはその日負けましたが、それも気にならないほど楽しい旅行となりました。

独立リーグの熱と葛藤 ～茨城アストロプラネッツの日常～

河西 智之（弁護士）

「弁護士がなんで野球チームに？」名刺を出すたび、よく聞かれます。私は現在、プロ野球独立リーグ「ルートインBCリーグ」に所属する茨城アストロプラネッツで、球団代表を務めています。

独立リーグは、NPBとは異なり、地域密着型のプロスポーツとして存在しています。球団は常に資金難と向き合いながら、地域の企業や自治体と連携し、地元根ざした活動を行っています。現在は、茨城県笠間市の廃校となった中学校を借り、そこに室内練習場やトレーニングジムを整備し、練習拠点として活用しています。選手の多くはNPB入りを目指し、日々夢に向かってトレーニングを重ねていますが、その一方で生活は厳しく、アルバイトをしながらプレーを続ける選手も少なくありません。

地域企業を訪問し、協賛金を得ることは私の重要な業務のひとつです。チケット収入、グッズ収入、放映権収入が多くは見込めない独立リーグにとって、地域企業からのスポンサーは大きな収入源となっています。NPBと比較して集客力や広告効果に限界がある独

立リーグにおいて、いかに価値を創出し、それをどのように伝えて応援につなげるかは、日々試行錯誤を重ねている大きな課題です。また、チームの経営に携わる中で、法務面でも選手契約やスポンサー契約、労務管理、SNS上の炎上対応まで、課題は尽きません。

しかしそれ以上に、試合で見せる選手たちの真剣な眼差しや、地域の子供たちが選手と触れ合って笑顔になる姿に、心を動かされる瞬間があります。毎年秋に行われるNPBドラフト会議では、球団事務所でパブリックビューイングを開催し、1年間応援してくださったスポンサー、自治体、ファンの皆様と一緒に歓喜の瞬間を待ちます。2024年は、2名の選手が茨城アストロプラネッツからドラフト指名を受け、指名の瞬間は、涙ながらに喜びを分かち合いました。茨城アストロプラネッツは昨年まで5年連続ドラフト指名選手を輩出し、その育成実績が評価され、現在では全国から有望な選手が集まるチームへと成長しました。

スポーツは、観るだけでなく支えることにも意味があると常々感じます。弁護士としてだけでなく、チーム運営の責任者として、チームや選手の土台を整えることが、夢の実現を後押しする力になると信じ、6年連続のドラフト指名を目指して今シーズンも全力で取り組んでいきます。

皆さん、テニスを観に行きませんか？！

岡本 共生（弁護士）

世界ランキング1位 Jannik Sinner が、2度にわたり薬物検査で陽性反応が出ながら、the World Anti-Doping Agency (WADA) との間で「和解」が成立し、3か月（2025年2月9日～5月4日まで。練習は4月13日から再開）の出場停止処分にとどまったことが、スポーツ界全体やプロテニス選手間で非常に波紋を呼ぶなど、テニスの暗い話題が記憶に新しいところですが、皆さんは、テニスにどんな印象をお持ちですか？

私個人は、良くも悪くも日本では、錦織圭と大坂なおみの属人的な成績や人気にばかり注目されているなあという印象です。ほかの人気スポーツ同様、テニスにも、日本人選手・外国人選手問わず魅力的な選手が数多くいるため、属人的な興味関心を超えて、もっと身近なスポーツとしてテニスを気軽に観戦して欲しいと思い、筆をとりました。

例えば、男子国際大会のうち、日本で開催されるものは、ATP500（木下ジャパンオープン）、ATPチャレンジャー（慶應チャレンジャーなど）、更に下部大会として、ITF男子ワールドテニスツアーがあります（女子も同様の仕組みです）。これらの大会は今年、北海道、福島、群馬、茨城、東京、千葉、神奈川、長野、大阪、兵庫、愛媛、福岡など、全国各地で開催される予定です（詳細は日本テニス協会等のHPをご覧ください）。

ATP500はグランドスラム、ATP1000（マスターズ）に次ぐ3番目に大きなグレードの大会ですから、世界中のトップ選手が集まり、その魅力は言うまでもありません。ATPチャレンジャーは、主に世界ランキ

ング100位前後から400位前後までの選手が出場する大会です。怪我明けの復帰戦として実戦経験を積みたい元上位選手（錦織選手もポイント稼ぐため、近年チャレンジャーに出場することが増えました。）や、下部大会で結果を出した若手が更にランキングを上げてグランドスラム予選に食い込むべく必死にプレーします。また、チャレンジャー以下の大会は無料で観戦できることも多いため（テニスの悪い点でもあります。）、個人的には非常におすすめです。ITFツアーでも、今年3月に開催されたITF早稲田とITF筑波には、カムバックを目指すHyeon Chung（かつてジョコビッチを倒しグランドスラム（全豪）ベスト4に入った元世界19位の選手）が出場するなど、ITFツアーでもカムバックを目指す元上位選手もいますので穴場の大会です。私自身は、大学入学以来毎年、京都で開催されていたチャレンジャー（2019年に国内大会化）でボーラー（試合中のボール拾い）の日雇いバイトをしており、目の前でファイトしていた選手達が、例えば、絶対王者ロジャーフェデラーを追い詰めたり、グランドスラムで優勝するなど、大いに活躍する姿を見てとても刺激を受けていました。

文字数の関係で書き切れないのが惜しいですが、各大学同士のプライドが激突する、知力・体力・戦略の総力戦「大学対抗テニスリーグ」（大学テニスで最も盛り上がるといっても過言ではありません!）、元気いっぱいフレッシュな青春あふれる高校テニスなど、それぞれの 카테고리ごとの魅力もたくさんありますので、是非とも一度ご近所で開催されているテニスの大会に足を運んでみてはいかがでしょうか?! もちろん、私自身も細々とテニスをしておりますのも大歓迎です! いずれのご連絡もお待ちしています!

スポーツ団体における監事の職務について

吉川 賀恵（弁護士）

1 はじめに

弁護士の吉川賀恵（よしかわ かえ）（司法修習期 66期）です。札幌市内の「吉川正也法律事務所」で勤務をしています。事務所には、私を含めて4名の弁護士が在籍しています。札幌市内では10名を超える事務所は少なく、中規模の事務所だと思います。

現在、私は、公益財団法人北海道サッカー協会（以下、サッカー協会といいます。）の監事を務めており、このことを紹介させていただきます。

2 監事就任の経緯

2020年当時、サッカー協会会長が、女性の役員を多く登用しようと考えており、その流れで監事の打診がありました。

サッカーの競技経験ありませんでしたし、初めて外部団体の役職に就くことや、会計分野になじみもなく、不安が大きかったことを覚えています。

それでも、せっかくお声がけいただいたのだからやってみようと思い、監事に就くことを決めました。

3 監事の職務内容

監事は、会計監査や、理事の職務執行に関する監査を行うことが主な仕事です。具体的には年に2度の会計監査、及び、各理事会への出席をしています。

コロナ禍以後、オンラインでの会議開催が主流化し、自宅から理事会に参加することができますので、負担が大きく軽減されています。

公益財団法人の会計のやり方も最初はとまどいが大きかったですが、徐々に慣れてきましたし、各種契約書の内容も、通常の弁護士業務で見ることのない内容で、とても勉強になります。

4 審判取得とその後

サッカーをより深く知りたいと思い、最近、審判資格4級を取得しました。しかし、実際に試合で笛を吹いたことはなく、理事者の方には「実際に試合で吹かないと上手にならないよ!」とされています。

幸い、子どもが地元の小学校のサッカー少年団に加入しましたので、今年中に、子どもの練習試合で審判をすることを目標に頑張りたいと思っています。

5 終わりに

本稿では紹介できませんでしたが、当事務所ではこのほかに、一般財団法人北海道バスケットボール協会の顧問をしています。

私自身、小学校から大学まで、バスケットボールや陸上競技等の各種スポーツをしてきており、弁護士としてスポーツ団体に携わる仕事ができることは、その恩返しができているような気持ちにもなります。

本稿を契機として、皆様にスポーツ団体の監事、理事等の職務にご興味を持っていただけると、幸いです。



新入会員 自己紹介



金野志保 会員
(弁護士)

弁護士の金野志保（こんのしほ）と申します。小学生時代は水泳の選手でした。中学高校6年間と大学1年まではバレーボール部で高校時代は主将も務めました。現在はスポーツジムでパーソナルトレーニングとスタジオレッスンを受ける程度で専ら観戦側ですが、業務の中でスポーツに関わることが多くなって参り、また、スポーツ団体に役員として関与するお話等もありまして、当学会に入会させて頂きました。いろいろ学ばせて頂きたい、どうぞよろしくお願い致します。



小林健一 会員
(弁護士)

福岡県弁護士会北九州支部（71期）所属しております、弁護士の小林健一と申します。

学生時代から現在までテニスを継続しており、現在も法曹テニス大会や市民大会などにも積極的に参加しております。また、福岡県は、プロスポーツが多く、学校の部活動も盛んです。

しかし、北九州でスポーツ法分野に精通している弁護士が少ないため、本学会を通じて研鑽し、学ばせていただきたいと考え、入会を希望いたしました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



清野宏樹 会員
(桃山学院大学人間教育学部准教授)

桃山学院大学人間教育学部の清野宏樹と申します。現在、私は、初等体育、体育科教育法、保健体育科教育法、学校保健、野外活動（スキー）等の体育・保健関係の教職科目、体育実技科目を主に担当し、教えています。研究の領域では、主に体育・スポーツの親和性と人間学に基づく原理の追究をテーマに研究活動を行っています。社会学部の学生だった大学時代に法社会学で学んだ内容が強く印象に残っていて、「スポーツと法」の背景にある思想に興味・関心を持ち、スポーツ法学会へ入会いたしました。これからご指導、ご教授のほどよろしくお願い致します。



川合みなみ 会員
(同志社大学大学院 総合政策科学研究科 修士課程)

同志社大学総合政策科学研究科修士課程の川合みなみと申します。

川井圭司教授のゼミに所属し、ご縁をいただき本学会に入会しました。大学ではトライアスロンに打ち込み、現在も趣味としてランニングを続けています。

日本のスポーツ界へ恩返しをしたい思いが強く、企業勤めを4年経て、昨年より大学院で「スポーツとジェンダー」の研究を開始しました。当学会では法的知見を深めたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



下迫田啓太 会員
(弁護士)

弁護士の下迫田啓太と申します（大阪弁護士会 72期）。中学から大学院まで陸上部に所属し、中長距離や駅伝をしていました。現在は競技からは引退していますが、登山やロードバイク、ランニングなど、日々楽しく体を動かしています。

この度は、大学の陸上部の先輩である置塩正剛先生からお声がけいただき、スポーツ法学会に入会いたしました。スポーツや部活動に関する様々な法的問題に取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願い致します。



藤井元基 会員
(同志社大学 総合政策科学研究科)

この度、日本スポーツ法学会に入会を致しました同志社大学総合政策科学研究科（川井圭司ゼミ所属）の藤井元基と申します。

私は、約20年間の企業勤めの後に御縁があり、当大学にてスポーツに関わる問題や社会に対しての問題提起を考察しています。また、高校から社会人までラグビーをしていた事もあり、仲間で助け合いながら何かを作り上げる事に喜びを感じます。

まだまだ若輩者ではありますが、何卒、宜しくお願い致します。



別所司 会員
(弁護士)

第一東京弁護士会(59期)所属の別所司と申します。スポーツ歴としては中学・大学とフルコンタクト空手をやっていた。大学卒業後はスポーツ活動とは無縁の生活でしたが、昨年愚息がボクシングのプロ資格を取得したことから愚息に喧嘩で負けないように総合格闘技(空道)を習い始めました。スポーツ活動再開を機に、本学会を通じてスポーツ界の発展に貢献したく存じますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



伊藤祐介 会員
(弁護士)

東京弁護士会の伊藤祐介と申します(68期)。これまでのスポーツ歴は、軟式野球、フットサル、ゴルフ等です。弁護士としての業務内容は、音楽や動画等のコンテンツに関する契約や、名誉毀損・プライバシー(忘れられる権利含む)侵害への対応等が多く、スポーツ法分野における関連領域も学んでいきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



越智貴大 会員
(弁護士)

日本スポーツ法学会に入会しました弁護士の越智貴大(第二東京弁護士会所属、76期)と申します。

学生時代は、主に野球、ハンドボールをしていました。また、現在でも野球観戦が趣味で、セ・リーグ所属の縦縞が代名詞の球団の試合をよく観戦に行きます。現地観戦に行かない試合でも同チームの試合結果(個人成績含む)は2軍戦まで欠かさずチェックするようにしています。

このように、スポーツは私の人生・生活の欠かせない一部となっており、弁護士としてスポーツ界に貢献・恩返しをしたい、と思い日本スポーツ法学会に入会させていただきました。

何卒よろしくお願い申し上げます。



南正覚優太 会員
(弁護士)

福岡県弁護士会所属の74期弁護士、南正覚優太(みなみしょうがく ゆうた)と申します。

ロースクール在学中に笠井修先生のご指導のもと、スポーツ法に関する論文を執筆させていただいたご縁で、日本スポーツ法学会に加入いたしました。

プロレスをこよなく愛しております。将来的に「プロレス判例百選」を編纂される際には、ぜひお声がけください。全力で協力させていただきます!

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



大久保港人 会員
(司法修習生)

78期司法修習生(岡山)の大久保港人です。野球、水泳、テニスを経験してきたことから、スポーツに関わる研究や仕事に関心があります。

大学時代、当会所属の杉山翔一弁護士や松本泰介弁護士のスポーツ法の講座を受講してからスポーツ法に興味を持ち、法科大学院では、パブリシティ権に関する研究論文を書いていた。当会において多くのことを学ばせていただきつつ、スポーツ界に恩返ししたいと思っています。



積木潤 会員
(弁護士)

弁護士の積木潤(愛知県弁護士会・57期)と申します。子どものころより、テニス・水泳・スキー等、スポーツが大好きで、弁護士会では業務改革委員会スポーツ関連部会に所属しております。現在、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会の理事をしており、スポーツに関する知見を深めたい(深めなければ!)と思うようになり、入会させていただきました。学生時代のゼミでADRを扱ったこともあり、スポーツ仲裁にも興味があります。スポーツ界の発展に少しでも貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

2025 年度夏期合同研究会のお知らせ

◆開催日時

2025 年 7 月 5 日（土）午後 1 時 30 分～5 時 30 分

◆開催場所

山梨学院大学 40 号館 101 教室
 (〒400-8575 山梨県甲府市酒折 2 丁目 4-5)
<https://www.ygu.ac.jp/about/outline/access-map/>

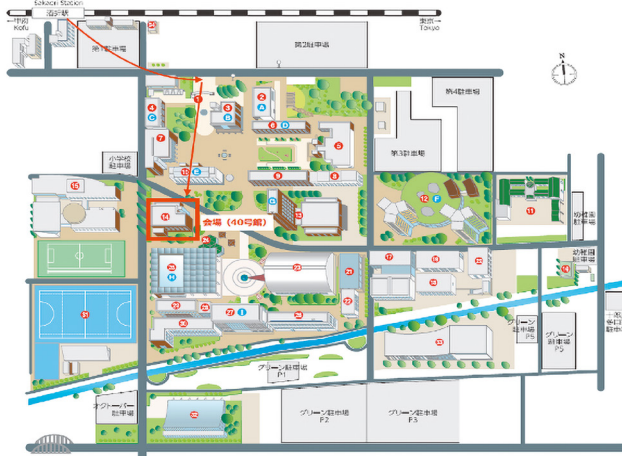
◆時間

13:00～13:30 受付
 13:30～17:30 研究会
 18:30～20:30 情報交換会(会場: 古名屋ホテル
<https://www.konaya.co.jp/>)

◆申込方法

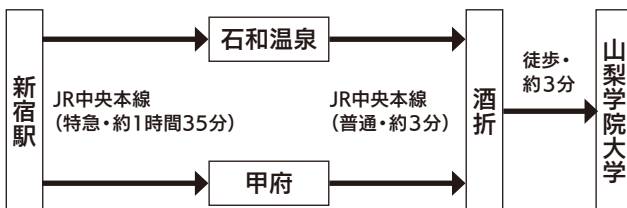
以下のリンクからご登録ください。
<https://forms.gle/ny2QALf4QGmi5NHx7>
 ※情報交換会のご出席は 6 月 27 日までにお申し込みください。上限に達し次第、申し込みを締め切る可能性がありますので、お早めにお申し込みください。

◆会場



◆アクセス方法

(東京方面から)



※情報交換会の会場につきましては、最寄駅が甲府駅となりますので、会場(甲府駅から徒歩約7分)から電車等でご移動いただくことになります。ご承知おきください。

◆テーマ

「部活動の地域展開～現状と法的視点からの検討～」

◆企画趣旨

文部科学省では、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置づけて、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、各自治体に求めている。そのため、部活動の地域展開の状況については自治体ごとで様々である。

そこで、山梨県内での部活動の地域展開の実施(または進捗)を中心に、部活動の地域展開に関わる専門家からご講演をいただき、現状を探るとともに、法的課題の抽出や分析については十分な議論がされていないものと考えられるので、部活動の地域展開における法的課題、その対応策を探ることも趣旨とする。

◆スケジュール

【総合司会】榊田葉子会員(公益財団法人日本パラスポーツ協会)
 13:00～13:30 開場
 13:30～13:35 開会挨拶: 棚村政行会長
 13:35～13:55 部活動の地域展開の法的問題点: 手塚圭祐会員(弁護士)
 13:55～14:20 山梨県内の部活動の地域展開の現状: 田鹿欣孝氏(山梨県教育庁保健体育課 指導主事)
 14:20～14:45 総合型地域スポーツクラブの立場から: 長田圭介氏(一般社団法人ヴァンフォーレススポーツクラブ 代表理事)
 14:45～14:55 休憩
 14:55～15:20 指導者養成プロジェクトについて: 小山勝弘氏(山梨学院大学 スポーツ科学部 教授)
 15:20～15:45 総括コーディネーターの立場から: 吉田勝光会員(名誉理事)(長野県総括コーディネーター 桐蔭横浜大学名誉教授)
 15:45～16:00 休憩
 16:00～17:10 パネルディスカッション
 ・パネリスト
 川井圭司会員(同志社大学政策学部 教授)
 田鹿欣孝氏、吉田勝光会員、小山勝弘氏、長田圭介氏
 ・ファシリテーター
 望月浩一郎会員(弁護士)
 17:10～17:25 質疑応答
 17:25～17:30 閉会挨拶: 八木由里副会長

◆主催

日本スポーツ法学会

◆後援

山梨学院大学スポーツ科学部

◆問い合わせ先

事務局員 手塚圭祐 (k.tezuka.law@gmail.com)

会報編集担当からのお知らせ

当学会の会報では、会員の皆様からの投稿文を掲載しています。スポーツ法に関する論考、スポーツに関する記事などを募集しています。

詳細は、会報各号の発行に合わせて定期的に会員向けメーリングリストでご案内します。随想、スポーツ観戦記、好きなスポーツの話など何でも結構です。こんな研究会をはじめました、一緒に視察に行きませんか、などの告知もご連絡いただけたら掲載します。

皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

